整理番号 計調-法申-26

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9284)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	建築物の敷地が計画道路に接する場合等の容積率の特例許可
概 要	建築基準法第52条第10項では、建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路に接する場合又は当該敷地内に計画道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可した建築物については、当該計画道路を建築基準法第52条第2項の前面道路とみなして、容積率制限の規定が適用される旨が規定されています。
根拠法令等 及び条項	・建築基準法第52条第10項
審査基準	特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて大阪市建築審査会の同意を得たものについて許可を行います。
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、許可申請書及び添付図書(正副2通)を作成してください。建築 企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関等で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。
手数料	¥160, 000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	
備考	・事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。